

# 羽黒修験の由緒形成と神事の改編

（真田玉蔵坊を例に）

菅野 洋介

## 【要約】

本論文は、十七世紀後半から十八世紀半ばの羽黒修験玉蔵坊文書の分析から、玉蔵坊の由緒形成の特質や諸活動の展開に迫ったものである。主な論点は、玉蔵坊の由緒形成のあり方と羽黒山における「神事」改編の動向についてである。この二つの論点は相互に関連しあうが、特に羽黒修験が担う「神事」の内実の一部迫ることで、当該期の宗教と社会をめぐる研究との関連性を展望していきたい。また本論文は、今後、総合的な羽黒修験研究を行う上での基礎研究となる。

## はじめに

本稿は、羽黒修験（真田玉蔵坊 七郎七衛門家）の由緒形成の過程に注目し、その諸活動の展開や「神事」改編のあり方について検討するものである（註1）。また、十七世紀後半から十八世紀半ばにおける羽黒修験の一例を取り上げ、（註2）、今後総合的な羽黒山及び羽黒修験のあり方を示す上で基礎研究としたい（註3）。

さて、筆者は既に羽黒修験の玉蔵坊について取り上げ、輪王寺宮とのあり方や霞場の問題など、一部基礎的な分析を試みている（註4）。研究史において、羽黒山が寛永寺の支配下に編入されていたことは自明のことであったが、筆者は改めて寛永寺（輪王寺宮）側のあり方を示す上で羽黒修験の研究が重要であることを述べた。本山派修験や当山派修験とは違い、寛永寺支配を受容した羽黒修験を追求することは、当該期における輪王寺宮を介した国家と宗教の問題を総体的に捉える上で必要な作業になろう。本稿でも、このような問題関心を引き継ぎながら、以下の点に注目していきたい。まず、冒頭でも掲げたが、羽黒修験の由緒形成を取り上げるにあたって、本稿では日本近世史研究における由緒論の成果を組みこみたい（註5）。由

緒論の成果は、九十年代後半から盛んに蓄積されたが、山本英二氏は様々な成果があるなかで、寛文期に由緒形成の画期を示している<sup>(註6)</sup>。また、宗教者を象徴とした社会集団の性格を捉える上でも由緒論は重要な意味をもっていた<sup>(註7)</sup>。在地の宗教者が何を由緒として、自らの立場の正当性を示すのか。このような視角にたつて、羽黒修験の評価を与えていくことが重要であると考えられる。

また本稿では、羽黒修験の由緒の内容と関連して、鉄砲改めを取り上げる。鉄砲改めについて、武井弘一氏は、関東を主な対象事例に精緻な分析をされているが<sup>(註8)</sup>、研究史上では村落に伝来する鉄砲管理が主要な関心事であった。本稿では、これまで管見の限り注目がなされていない羽黒修験の鉄砲改めを取り上げるが、修験と鉄砲をめぐるのは次のような指摘も既に知られる<sup>(註9)</sup>。たとえば相模の玉滝坊は、北条氏康に鉄砲を献上していた旨の伝承が知られる。つまり、修験と鉄砲所持を結び付けた伝承である。このことは戦国期における修験と鉄砲に象徴される「武」の問題が、十七世紀以降、いかに解消されていくのかという課題を想起させよう。換言すれば、十七世紀以降の全国レベルの鉄砲所持の総体的な実態の追求が重要であると考えられる。

次に、当然ながら羽黒修験を含めた当該期における修験の研究史も一部確認する。既に、筆者は羽黒山に関する山論史料を一部分析しているが、修験の場合、峰入りなどの行法と山の管理権との関連も問題関心として浮上しよう。近年、松野聡子氏は、在地社会における本山派修験の入峰のあり方を描き出している<sup>(註10)</sup>。現状においても、修験の山への認識をあくまでも史料分析から追るべきであろう。

最後に、玉蔵坊には、既に「松聖役」を担っていたことが指摘されている<sup>(註11)</sup>。現状、宮家準氏の見解が基準となろうが、その見解について依拠しつつ、史料分析にあたりたい<sup>(註12)</sup>。注目するのは、「神事」における「不浄」の問題を含めた修験の認識である。

以上、注目する四つの問題を取り上げたが、羽黒修験の研究は、信仰圏の問題や東北史、さらに羽黒十老修験が関係した江戸など、当地(鶴岡藩)に限らない各地の研究とも関係する<sup>(註13)</sup>。つまり羽黒修験の研究は、広範囲なエリアの歴史的事象と関連づけるべきで、多くの論点を有する。本稿では、このような羽黒修験研究のあり方を意識しつつ、冒頭の課題に取り組んでいくことにする。

## 一、玉蔵坊の由緒と鉄砲改め

### (一) 玉蔵坊の由緒書をめぐって

玉蔵坊の史料群には、玉蔵坊(真田家)の由緒を示す史料が散見される。ここでは享保二〇年作成の九ヶ条からなる由緒書写しを取り上げる。主に十七世紀後半から十八世紀前半の玉蔵坊の由緒認識を確認してみたい。また後述するが、史料二の内容と関連づけながら評価を与えたい。以下、

簡条)ことの概要を述べ、それを元に注目点の分析を試みていく。

【史料1】 (註14)

羽黒山麓真田両家由緒之事

一、我々先祖真田之家図、随伝来与天正文祿年中先領主義氏最上義晃<sup>(2)</sup>越後景勝、両度之兵乱ニ山林下之旧記共乱亡隔哉無悔ニ益故、慶長年中以來書記セリ

一、真田式部与我々家ハ、往古より太業之上座職也、故ニ慶長七年之御証文ニも古例修驗之上座職不及太業勤旨明白也、勿論不易依為衆徒職、先規之通不可有且那場相違旨御証文御書替共所持候事

一、両家代々俗形俗名ハ社職兼来故也、仍而於且那場者真田在庁与名乘来、則御証文ニも御師在庁与被成下候、此山霞場貞享元年より且那場与一山御改也

一、我等より六代前真田七郎左衛門・真田式部両人麓執權名、七郎左衛門世倅才次郎早世故、七郎左衛門弟金十郎其職相続、執權ハ太田主計ニ被仰付式部相役也<sup>①</sup>

一、我等祖父真田金十郎諱有之櫛引山奥江引退、其子右門後庄兵衛重勝幼少ニ而無父母故、於御別当御介保被成下、御納戸役曾根隼人真田隼人与御改、七郎左衛門職相続被仰付候<sup>②</sup>

一、寛文八申年真田式部・太田主計・真田隼人、此三人茂前御別当天宥様依御隨身ニ妻子共御追放<sup>③</sup>、依之下条源次郎後喜楽院与云、役料米五拾俵金拾両之役料ニ而於宝乗坊職ニ麓執權勤之、延宝二寅年役儀御免也

一、延宝二寅年我等父真田庄兵衛重勝ニ依為先祖之職七郎左衛門職ニ被仰付、翌卯年執權御役御奉書ニ而被為仰付、先規之通役料米三拾壹俵也、延宝五巳秋、重勝江戸出府御目見得仕、御役数ケ年相勤候所ニ重病人ニ成、御役依不勤、貞享元子年御役儀御赦免奉願候所ニ家屋敷且那場共被召上、重勝隠居仕、太田主計屋敷江引込候様ニ被為仰付、重勝家屋敷真田儀右衛門ニ被下、儀右衛門家屋敷ハ服部忠兵衛ニ被下、何連茂移替候、依之重勝左之通御訴訟申上候

一、貞享三寅年重勝乍病身江戸出府御訴訟申上候ハ、寛文八年御条目ニ茂、山麓之霞場有来通不可有相違旨被 仰出候所ニ先祖より代々所持仕来候衆徒職且那場共被召上、迷惑至極仕候旨御訴訟申上候、此年前々円覚院御院家様当山江御入院之刻故、於此山御吟味之上且那場無残所御返シ被下、翌卯年家屋敷御返シ被下、重勝義ハ隠居被 仰付候得者、世倅右門ニ先祖之職被 仰付之旨御別当代和合院被仰渡、我等幼少ニ而致其職相続也<sup>④</sup>

一、我等漸々人長ケ二成、鉄砲御改役被仰付、其後先祖之名七郎左衛門二被成下、御目付役被仰付相勤候所ニ、宝永年中麓衆徒称名出入ニ付、御代官御目付役四人共御役儀且那場共ニ被召上閉門被仰付候、右閉門御赦免以後且那場無相違被下也⑤、其後我等江御代官役被仰付、数ケ年相勤所ニ以外病身二成、依不御役勤奉願候二付、御役御免被成下難有十ケ年余保養候得共、持病二成不得全快最早在命難計ニ付、為子孫見合書記之者也

享保貳拾年卯二月 真田七郎左衛門久武

前二印祖父金十郎櫛引江引退ク詔ハ、金十郎跡職御納戸役曾根隼人ニ金十郎妹を女合、七郎左衛門職可為致相続旨、天宥師被仰聞候得共、乍幼少実子御座候得ハ、難成御請旨申候故、左候ハ、家之古例状可指上候旨被仰渡候得共、不指上ニ付人殺を以可被取上由故、金十郎右之証文所持櫛引山奥江引退ク妹茂家を明、在郷江引退ク故、曾根を御改真田隼人ニ被成、七郎左衛門職被仰付也

史料1は、表題からわかるように二つの真田家の由緒を記したものである。巻末には追記がある。史料後半の内容によれば、同史料は享保二〇年二月、真田七郎左衛門久武が作成したことが判明する。以下、箇条ごとに内容を整理する。

①文禄・慶長期における最上氏と上杉氏の政治的対立により「旧記」を失った。そのため慶長期以来の事象を掲載することを示す。

②真田式部家や真田七郎左衛門は、「太業之上座職」である<sup>(註15)</sup>。そのため慶長七年の「御証文」にも「古例修験」であり、「上座職」「太業」であることが述べられる。また、変更なく衆徒職を担い、これまでの通りの且那場に違いないことを示す。

③真田家の両家(真田七郎左衛門・式部)は、どちらも社職を兼ねていた。それが「真田在庁」と名乗る理由である。貞享元年より「霞場」を「且那場」と表記を改めた。

④我等から六代前の真田七郎左衛門・式部の両人が麓執権をつとめていた。そして、七郎左衛門倅の才次郎が早世した。七郎左衛門の弟の金十郎が「七左衛門職」を相続した。また太田主計が執権を相続し、式部と「相役」となった。

⑤祖父の真田金十郎は事情により櫛引に退いた。その子供の右門の後、庄兵衛重勝は幼少で父母もいないため、別当が「介保」にあたった。御納戸の曾根隼人が真田隼人と改名して相続した。

⑥寛文八年、真田式部、太田主計、真田隼人が別当の天宥に隨身しており、妻子ともに追放となった。これによって下条源次郎は喜楽院となり、役料をえた。そして、喜楽院は宝乗坊において麓執権となった。延宝二年に役儀は御免となった。

⑦延宝二年には我等の父の真田庄兵衛重勝から先祖の職を七郎左衛門とすることが命じられた。翌年には、執権職を奉書で命令された。先祖の役料は米三拾老俵である。延宝五年秋、重勝は江戸へ出府し、数ケ年「役」を勤めていたが、病となり勤めることが難しくなった。貞享元年、役

の御免を願ったところ、家屋敷や旦那場を召し上げられ、重勝が隠居となり太田主計の屋敷に「引込」を命じられた。重勝の屋敷は真田儀右衛門に下され、儀右衛門の屋敷は服部忠兵衛に下された。これにより次のような訴訟をおこした。

⑧貞享三年、重勝が病でありながら江戸に出府した。寛文八年の御条目では山麓の霞場や旦那場が確保され、先祖よりそれらを所持してきており、衆徒職旦那場ともに召し上げられた。また、それが迷惑のため訴訟とした。貞享三年、院家様が羽黒山へ入院する際に吟味があり、旦那場や屋敷が返却された。重勝は隠居していたが、倅の右門が先祖の職を受け継ぎ、我らが幼少ながら相続している。

⑨我々が鉄砲改めを命じられた。先祖の名前は七郎左衛門となり、目付役を指示された。宝永期に「麓衆徒」と「名出入」となった。代官や目付役の四人が役儀や旦那場が召し上げられ、閉門となった。閉門の赦免後、旦那場が改めて下された。其後、我らが代官役を担うことになり、数年勤めてきたが病身となり、保養もしていたが、全快することがないので、子孫のために書き記した、とする。

次に、それぞれの内容について一部分分析を試みる。

箇条の①は、史料1（由緒書）を作成するにあつての立場が記されている。すなわち、慶長期以来の事象を示す。既に、羽黒山に中世文書が少ないことも知られるが、一定程度客観的に由緒を示そうとする立場がわかる。②③は、それぞれ両家ともに「太業之上座職」や「真田在庁」を担ったことが、同家の由緒として記される<sup>〔註16〕</sup>。

そして④⑤で「執権」や「納戸」という役職が登場する。これらへの両家の関りが示されている。たとえば④では、「執権」に太田主計が継承しており、真田家と「相役」となっている<sup>〔註17〕</sup>。⑤では、祖父の真田金十郎が櫛引へ退くことになり、別当の「介保」が由緒として示されている。別当が由緒形成にかかわることが注目できよう。④⑤では、太田家、曾根家が真田両家のそれぞれの相続を認められており、このような変遷認識が真田家の相続についての「混乱」を示したものとも言えようか。

⑥は、天宥の追放に伴う事象である<sup>〔註18〕</sup>。ここまで真田式部家が残り、新たに真田家の「役」を相続した太田主計や真田隼人が追放となったとする。注意したいのは、妻子も含めた追放であろう。また「天宥様」と敬称が付されている。既に戸川氏の研究成果にもみられるが、これまでの羽黒修験の研究史において天宥以前と以後で羽黒山内のあり方を分けて捉える傾向にあるが、天宥追放が羽黒修験の由緒に、いかなる影響を与えていたのか<sup>〔註19〕</sup>。ここでは「天宥様」の敬称表記には注意しておきたい。そして、下条源次郎が喜楽院と改名して、麓執権を勤めることになったが、いわば世俗の間が修験へ転身することで羽黒山が存立することになる。

そして⑦にあるように、⑤で別当の「介保」になっていた真田庄兵衛重勝が七郎左衛門職を命じられる。「奉書」の記載なども示される。延宝五年の「出府」では「御目見」とあり、鶴岡藩主への「御目見」であろうか。真田家七郎左衛門の相続も注目できるが、ここでも太田主計が関与することにな

る。また重勝の屋敷は真田儀右衛門に下さることになるが、この真田儀右衛門の屋敷は服部忠兵衛へ屋敷替えとなった。ここで真田儀右衛門が新たに登場しているが、あくまでも太田・服部のあり方に注目が及ぼう。

⑧では、重勝についての認識が示される。まず旦那場の「召上」に抗議している。そして貞享三年に円覚院が羽黒山へ「入山」するに伴い、旦那場の返却、翌年には屋敷も返却された。そして、別当代の和合院が重勝から右門への相続を指示した(傍線部④参照)。貞享三年以降の動向が、真田両家にとっての重要な由緒となっている。

⑨では同家が鉄砲改役を担う経緯が示される(後述)。後に七郎左衛門家として「目付役」が命じられたとする。ただし傍線部⑤あるように、宝永年中の出入りに伴い一時的に旦那場が召し上げられたという。その後、真田家に「代官役」が命じられたとされ、「目付役」「代官役」を担った経緯が判明する。追記部分では⑤でみられた櫛引への退去の経緯が述べられている。

以上、真田家の変遷をみてきたが、史料1の内容から年次の判明する事象については表1にまとめた。

表1 真田家家系年表

年次	主な内容	備考
慶長7年	「上座職」などを勤める。	
寛文8年	天宥追放に伴い真田式部ら追放。	妻子らも追放。
延宝2年	真田庄兵衛重勝が七郎左衛門職を相続する。	重勝は、史料作成者(真田久武)の父にあたる。
延宝5年	真田庄兵衛重勝が江戸へ出向く。	
貞享元年	真田庄兵衛重勝が役を免じられる。	震場が旦那場と表記変更となる。
貞享3年	円覚院が羽黒山へ入山する。	翌年、別当代の和合院から家屋敷返却。

このうち貞享元年と同三年に注目したい。既に宮家氏は羽黒山内の別当と別当代の一覧を作成しているが、その年次とも同史料の内容は合致する<sup>註20</sup>。なお同氏は円覚院を寛永寺執当とし、「羽黒山掟追加」の発給を指摘し「羽黒派組織」の確立を述べている。本稿の内容とあわせると、羽黒派組織の確立と真田家の由緒形成は相互に関連しあう事象であったと評せよう。先述したように天宥追放以前の由緒にも経緯を払いつつ、それ以後に由緒書の要が示されている。また後述するが、⑨のように鉄砲改を指示されたことも注目できる。十八世紀前半において、羽黒山や修験のなかで真田家が「役」を担う立場であったことが由緒形成の契機の一つであったことになる。これらの点について、次の史料2の内容からも分析を深めていく。

(二)「麓役人」の変遷と玉蔵坊

次に、史料1の内容をふまえつつ、玉蔵坊の由緒内容を別の史料からも確認してみたい。次の史料は、享保二十一年作成の「麓役人」の変遷を示したものである。

【史料2】 (註21)

麓役人立来覚

- 一、寛永年中迄者真田七郎左衛門・真田式部与兩人麓執権知行、三拾石外二疋俵宛諸田役料手代五人役料米七俵宛社領御配当帳面ノ通也、真田七郎左衛門病死、跡役太田主計ニ被 仰付、式部与兩人ニ而寛文八申歳迄執権也
- 一、寛文中より延宝貳寅年迄下条源治郎儀喜楽院与号ス、耆人ニ而麓執権役料米五拾石ト金拾兩宛被下之、宝乗坊職ニ而勤無旦那場也、此時より五人之手代式人ト成、代官式人目付役式人相立、代官目付役料拾表宛也
- 一、延宝三卯歳真田七郎左衛門重勝麓執権被為仰付、御奉書被成下勤之、代官目付手代前之通勤之、重勝執権之内、手代料三俵宛依御加増拾俵宛ニ成也、七郎左衛門重病ニ付、役儀御免依願上、貞享元子年役義御赦免
- 一、貞享元子年真田儀右衛門儀四兵衛与改、服部忠兵衛兩人執権兼役代官被 仰付、仍而為御加増五表宛被下之、同時ニ納戸為役料ト真田式部料兩人江被下之、目付手代前之通勤之、服部忠兵衛役義指上江戸出府、弥御別当代和合院呼下シ、別当ニ無役ニ而忠兵衛居候処、佛頂院御院家此山御兼帯從御院家依召、忠兵衛出府於江戸御奉公相勤之、代官役者四兵衛安養院勤之
- 一、元禄年中服部忠兵衛を太田主計ト御改、此山目代ニ被為 仰付候、主計家料三拾疋俵并式部且那場被下、則於主計屋敷相勤之、右主計病死故、又兩代官江五表宛之御加増ニ而目代兼候被仰付也、兩度之御加増ニ而代官料貳拾表宛与成ル、十表ハ代官料、拾表者兼役料也、目付役前之通勤之
- 一、宝永年中麓衆徒称名出入ニ付、代官目付役四人共役儀被召上、仮り役人立翌年林光院・真田七郎左衛門代官并目付役兼相勤候様ニ被仰付、是より目付役人不相立也
- 一、執権真田七郎左衛門重勝迄ハ知行米渡り日ハ別当江馳居一山知行米請取ニ加印之処、執権兼役兩代官ハ出家家に加印候故、一山手支ニ成候間、依惣衆願、貞享貳丑年より納戸中加印也、此年より御蔵目付立勘上渋谷六左衛門勤之、手代有来通也、右末々為見合書記也

享保廿一年卯三月日

北之宿隱居照覽

吹越荒沢結戒之地東西南北境覽

一、羽黒より入口結戒之札より西江海道下夕池之水落沢通拂川迄、右之札より東ハ女人道水呑沢より荒沢ニ至テハ、東西ハ経堂院聖之院北之院内林与外林之間野口海道之結戒之札迄、札より西江ハ北之塚林切、其東ハ西江麓より之月山海道江続入、則此所ニ野口与荒沢より之境古道念仏堂地江引入候残り古道並木松立有之、北江ハ右月山海道牛ヶ首迄夫レより西江ハ荒沢水下モ拂川迄右境之内ハ結戒之地也

ここでも箇条ごとに内容を整理するが、先の史料1と同様に享保期が史料作成年次と想定される。史料1と重複する内容もあるが、由緒形成を捉える上で注目する。

- ①寛永年中まで真田七郎左衛門・真田式部は「麓執権」として三十石以上の知行をえていた。諸田や役料などをえていた。七郎左衛門が病死後、太田主計が跡役となり、式部と兩人で寛文八年まで「執権」であった。
- ②寛文期より延宝二年まで下条源治郎が喜楽院となり、一人で「麓執権」を担った。役料として金拾兩宛下され、宝乗坊職となり、且那場の勤めがなくなった。此時より五人の手代は式人となった。そして代官二人、目付役二人となった。役料は拾俵であった。
- ③延宝三年、真田七郎左衛門重勝は「麓執権」を仰せつかった。代官手代の役を勤め、重勝は執権として、手代料をえて加増となった。七郎左衛門は重病となり、役儀が免じられた(貞享元年)。
- ④貞享元年、真田儀右衛門は四兵衛と改名した。服部忠兵衛と兩人で「執権」と「代官」を兼職した。役料が五俵宛の加増となった。同時に、納戸役料として「真田式部料」を兩人(四兵衛と服部忠兵衛)へ下し、目付手代を以前のように勤めた。服部は役儀のため江戸に出府した。別当代の和合院に呼び出されたが、別当が「無役(該当者がいない)状態であった。佛頂院が羽黒山兼務となったので服部は江戸で奉公することになった。代官役者は、四兵衛と安養院が勤めることになった<sup>(註22)</sup>。
- ⑤元禄期に服部は太田主計と改名した。羽黒山の「目代」となった。なお「目代」は清僧の監督を務めたという<sup>(註23)</sup>。太田は役料と真田式部の且那場をえた。太田が死去すると、両代官には五俵宛の加増とし、「目代」を兼ねることになった。加増となり、代官料式拾俵となった。十俵は代官分、さらに十俵は兼役料となった。目付役は、以前のとおりとなった。
- ⑥宝永期、山内で出入があり、代官や目付の四人が役儀を召し上げられ、「仮役人」(林光院・真田七郎左衛門)をたてた。翌年、林光院・真田七郎左衛門が代官と目付を勤めることになった。これより、目付役人は必要なくなった。
- ⑦執権の真田重勝まで、知行米の「渡り目」は別当で対応し、一山知行米を受け取って加印していた。しかし執権兼役両代官は出家から加印を受けることになっていたので、支障があった。そのため貞享元年より納戸が加印することになった。そして、当年より「御蔵目付」がたてられ、



渋谷六左衛門が勤めた。

⑧追記として、吹越荒沢の結戒の覚が示された。羽黒入口の結戒の札より西へは、「海道下夕池之水落沢通り拂川」までとする。この札より東の「女人道水呑沢より荒沢」までについて、東西は「経堂院聖之院北之院内林与外林之間野口海道之結戒之札」までとする。札より西へは「北之塚林」、その東は西へ麓よりの月山海道へ続け入り、この場所が野口と荒沢の境である古道念仏堂地を引きいれ、残りには並木や松がある。北へは牛ヶ首までとする。それより西へは、荒沢水下も拂川までで、右の境のうちは結戒地である。

以上、内容を一部整理してみた。史料1と史料2の内容を小括する意味で、それらの内容を表2と表3にまとめてみた。

表2 真田両家の変遷

名前	寛永期	寛文8年まで	備考
真田七郎左衛門家	麓執権を担う。	太田主計が麓執権を担う。	七郎左衛門の弟の金十郎櫛引へ退去。
真田式部家	同右。	真田式部が麓執権を担う。	—

表3 役務の変遷

名前	寛文期より延宝2年	延宝3年より貞享元年	貞享元年	元禄期	宝永期
下条源治郎(喜楽院)	一人麓執権となる。	—	—	—	—
真田七郎左衛門家	—	重勝が麓執権を担う。	—	—	仮役人として林光院とともに 代官・目付を兼帯。
真田儀右衛門	—	—	四兵衛と改め麓執権と代官を担う。	—	—
服部忠兵衛	—	—	同右。ただし江戸奉公となる。	太田主計と改名。	—

まず表2にあるように、真田両家の由緒は、寛文八年が一つの画期となっている。表3によれば、寛文延宝期をへて、貞享元年に真田儀右衛門と服部忠兵衛が「麓執権」を担い、宝永期になると、真田七郎左衛門家が代官・目付を担うという経緯となる<sup>(註2)</sup>。十八世紀以降、真田七郎左衛門家が羽黒修験のなかで「家」を「相続」している。一方で、このような事象を別当や別当代を中心とした羽黒一山支配の特質から考えてみると、組織編成は天宥追放などの「混乱」を経つつも、それ以前から由緒を誇る「家」(真田家)の「来歴」を組み入れた性格を有したものと評せよう。

(三) 鉄砲改めと玉蔵坊

次に史料1で確認できた鉄砲改めについて取り上げる。特に、史料の差出人にみえる真田七郎左衛門らの動向に注意したい。また、羽黒山内の鉄砲管理が鶴岡藩との間で確認されている。

【史料3】 (註25)

鉄砲御改ニ付申上候

一、鉄砲耆挺玉目式朱羽黒山権現寄進筒、右者貞享四年卯十二月鉄砲御改之砌、古来より納申候寄進筒之由申上候処、直ニ社ニ納置可申旨被 仰付候①、此鉄砲縦令親子兄弟ニ而御座候共、社之外江出シ余人江曾以貸申間敷候、此鉄砲ニ而殺生抔仕候敷、又ハ悪事仕出申においてハ別当代并連判之者共迄何様之曲事ニ茂可被 仰付候、此外羽黒社領之内、衆徒式人町人所持之鉄砲三挺、右御改之砌御取上ニ付指上申候、此外所持仕候者耆人茂無御座候②、若シ隱置以来相知申候者、当人者不及申上、五人組肝煎組頭共迄何様之曲事ニ茂可被 仰付旨村切手形為致取置申候、自今以後家屋敷貸申候共、牢人何者ニ而茂鉄砲之儀、吟味仕所持仕候者御座候ハ、御役所江御断可申上旨急度申付証文取置申候、為後日如斯御坐候、以上

改役人 真田七郎左衛門⑩

年行事 健之院⑩

同断 普賢堂⑩

羽黒山別当代在府留守居

福乘院⑩

延享三年寅三月

鶴岡寺社御役所

町野七左衛門殿

村田与左衛門殿

白井久左衛門殿

史料は、玉蔵坊が鉄砲改めに関係していることを示したものである。傍線部①によると、貞享四年十二月の鉄砲改めに伴って「鉄砲耆挺玉目式朱」の「寄進筒」の奉納が指示されたことが判明する。これ以前に、「大筒」を所持していたことが背景となろうが、寄進の由緒が鉄砲改めの「役」と

関連することを示している。この他、史料によれば、兄弟であっても神社の外へ鉄砲を貸し出すことを禁止とする。鉄砲で殺生や悪事が生じる場合は、別当代や連判をした者まで曲事とする。また羽黒社領のうちで、衆徒二人と町人所持の鉄砲三挺も鉄砲改めの際に取り上げられたなどとする（傍線部②）。これ以外には鉄砲を所持している者はいないとする。概して、隠し鉄砲の規制を鶴岡藩の寺社奉行所に示している。

なお、年末詳ながら、玉蔵坊の史料群には「口上 鉄砲証文相調遣申候文言之由相違無之処有之候哉、可被御氣付候、右証文御勝手次第第二鶴岡江庄兵衛殿持参可被成候、両寺社方江法印より口上（後略）」<sup>〔註26〕</sup> などとあるように、鉄砲証文に関する史料も散見される。元禄四年には、次のような史料もある<sup>〔註27〕</sup>。「一、拙者儀人別改并鉄砲改役被 仰付、当年迄四年以神文相勤候、当年廿歳被成候、以上」とあるように、元禄四年時点で真田宇門が願書の一部に「鉄砲改」の立場であることを記している。

このような史料の状況から考えると、先の史料1の背景には、実際に鉄砲改めに玉蔵坊が関与していたと評せる。玉蔵坊は、鶴岡藩内において鉄砲改めの「役」を担うことを通じて、新たな由緒を形成していたことが判明する。

## 二、玉蔵坊からみた羽黒山における神事の改編

### （一）行法の作法と寛永寺の指示

次に、羽黒山内および玉蔵坊の行法に伴う問題を取り上げる。主に、十八世紀前半における行法の作法に関する史料を取り上げる。なお、このような史料が伝来すること自体、羽黒修験の行法が文字史料で伝来されてきたものとして評価しておきたい。羽黒修験としての行法が、本山派修験との違いなどを想定しつつ、いかに整備されていくかは、宗教者の組織化を捉える上でも重要であろう。

次の史料は、傍線部分から考えると寛永寺から羽黒山統制についての申渡しである。

### 【史料4】<sup>〔註28〕</sup>

申渡条々

- 一、有来候毎月之講筵不可過一汁三菜勿論酒堅可為禁制事
- 一、松役大笈酒饗応不可過二汁五菜酒五献之事、附度々之笈酒不可過一汁三菜酒三献之事
- 一、毎年阿闍梨講不可過一汁五菜酒三献之事

一、平生之食物衣服等不可過分限相応、尤年祝婚礼之節可專儉約事

一、仏事作善之節不可過一汁三菜、尤酒堅停止之事、附り葬礼之かさり輕可致之、勿論葬礼之砌無作法相働もの出有之者、急度曲事可申付事

一、博奕堅可為禁制、尤宿仕候もの可為同罪事

一、於御林松杉雜木等盜とるもの見付候者、急度相改役所へ注進可仕候、若見のがしに仕候由、後目相知候者当人可為同罪事

右之条々今度從 東叡山諸国一宗江被 仰出候御廻章之趣を以、品々遂吟味申渡シ候間、堅相慎候様二組々江可被申渡候、若違犯之輩於有之者急度曲事二可申付者也

享保貳年酉九月

以下、箇条ごとに概要を整理しておきたい。①これまでの毎月の講筵は、一汁三菜として、酒を禁じる。②松役の大筵酒は二汁五菜などとする。附けたりとして、度々の筵酒は一汁三菜などとする。③毎年の阿闍梨講(後述)は一汁五菜などとする。④普段の食物や衣服などは分相応にする。もつとも、祝いの婚礼の節は儉約を専らにする。⑤仏事作善では、一汁三菜をこえない。酒は禁止である。附けたりとして、葬礼の飾りは軽くする。また葬礼の際には不作法の者がいれば厳しく曲事とする。⑥博奕は禁止である。その宿をとるものも同罪である。⑦御林の松、杉、雜木等を盗み取るものを見つけたならば、きびしく改め役所へ注進する。仮に見逃し、後日知らせたならば当人も同罪である。以下、一部分分析を試みる。

①は、講筵についての料理や酒への対応、②松役は「冬峰」のことであろう、③の阿闍梨講について、戸川安章氏は「毎年優婆塞の中の上位五人が、阿闍梨・権少僧都に補せられて阿闍梨講をつとめる」と指摘する<sup>(註29)</sup>。また「二汁五菜酒三献」の記載もみられるが、このような酒に伴う規制が比較的細かに定められている。その他、④⑤⑦にあるように、日常的な食物、葬礼、博奕、盗品の記事などは比較的了解しやすい事項であろう。

ここで戸川安章氏の冬峰に関する修験の食事に関する叙述をみておきたい<sup>(註30)</sup>。同氏は、「冬峰の修行中に、指補筵酒 括筵酒、大筵酒、役者振舞筵酒、隱筵酒、松明まるき筵酒、精進おろし筵酒と、七回もの大般振舞いがおこなわれるが、中でも大筵酒は秋峰の中日のような意味をもっていることから招待客も多く、料理の数も多いうえ、その順序や作法も厳格である」と述べている。注目すべきは、一定量の酒が修行中に使用されていることである。むしろ、このような酒の使用をふくめた修験の修行作法が享保二年時点で定められてきたことを重視したい。特に、「筵酒」の問題は次の史料でも確認できる。

【史料5】 (註31)

口上書を以申上候事

- 一、入行之節登山二付、貝吹老人供老人右兩人隨身、此賄雇代共ニ請取申度事
- 一、道場莊蔽白木之三方御供壺□時々之菓子神酒朝暮之灯明油請取申渡事
- 一、行中不淨同火之仁入込不申候様ニ被仰付被下度事
- 一、行法二付、時々入用紙筆墨請取申度事
- 一、郷中より綱繩等持参之節、賄酒等出シ候事ニ御座候、此儀者最早日々不図可有之存候、右賄代前方ニ請取置申度存候、過不足之儀者追而勘定可  
仕事

一、御郡中卷数称号相改申度事

一、松山江罷越候節、隨身之者此方之指図を請、外間相調申候様被仰付被下度事

一、鶴ヶ岡江罷越候節、隨身之者此方ニ而人撰仕召連申度候、別而若党老人、草履取老人、此兩人賄日料共ニ請取申度事

一、役者振舞之節、拙僧称号ハ勿論、役者松打かと持相伴、老人共二人撰申度事

一、隠レ笈酒百人綱の提灯はつし人撰申度事

一、極月十七日御本社参籠之砌、貝吹老人小聖供老人、此隨身賄日料共ニ請取申度事

一、同廿三日荒沢参籠、右同断賄日料共ニ請取申度事

一、同廿七日登山之砌、右同断賄日料共ニ請取申度事

一、大晦日登山、右同断賄日料請取申度事

尤其夜神事終笈酒古例之通り仕度事

一、しつか屋等之儀、例年之通仕度事

一、御供赤飯□食濁酒等ニ至迄拙僧方ニ而相調候様ニ仕度候、尤薪入用雑用之分御指図次第二仕度事

一、時々登山殊ニ行法中折々らうそく入申候ニ付請取申度事

一、拙僧行法中時々二人入用之事も可有之存候、是又賄日料共ニ請取申度事

右之通不淨混雜不致候様ニ仕度候、此外相殘候事も御座候、追々申上度奉存候、尤岡松聖江相渡り候、行中記之通間違無之様ニ被仰付被下度奉存

候、此旨宜敷御沙汰奉願候、以上

寛保貳年戌之十一月十日

玉蔵坊<sup>㊦</sup>

西御代官所

この史料は、玉蔵坊が十八ヶ条からなる入行などの方法を鶴岡藩側に示したものとみられる。また、後述するように、「松聖役」に関わる内容が示されている。それぞれ箇条ごとに概要を整理する。

①入行の「登山」にあたっては、貝吹と供をそれぞれ一人として、それぞれの「賄代」を受け取りたい。②は、道場の荘厳は白木で三方を供える。そして時々の菓子や神酒、朝暮の灯明油を受け取りたい。③行中の際には、不浄同火の人が入り込まないように指示をうけたい。この点は、「神事」と「不浄」を捉える上で注目される(後述)。④行法中に時々使用する紙、筆、墨を受け取りたい。⑤郷中から綱縄などを持参する場合には、賄酒を出すなどとする。⑥御郡中の巻数の称号を改めたい。⑦松山へ出向く際の隨身者は玉蔵坊の指図を受ける。外聞を整えるように指示してほしい。⑧鶴岡に出向く際の隨身者は玉蔵坊が人選し召し連れたい。特に、若党や草履取りへ「賄日料」を受け取らせたい。⑨役者を振る舞う時には、玉蔵坊の称号は勿論のこと、「役者松打かと持」を伴い、一人の人選をおこないたい。⑩隠れ笈酒、百人綱の提灯はずしの人選をしたい。⑪極月十七日の本社への参籠の際、貝吹一人、小聖供一人、これら隨身者の賄日料を受け取りたい。⑫極月二十三日の荒沢参籠の際も同様である。⑬極月廿七日の登山の際も同様である。⑭大晦日の際の登山も同様である。もつとも夜の神事の際の笈酒も同様である。⑮「しつか屋」なども例年の通りになりたい。⑯供用の赤飯や酒などは、玉蔵坊が整えたい。薪入用や雑用は指図次第に対応する。⑰時々の登山の行法中に「ろうそく」が必要となるが、それを受け取りたい。⑱玉蔵坊は行法中人への入用がかかるが、この経費も受け取りたい。

以上、この史料では玉蔵坊の認識を示したに過ぎないが、寛永寺や鶴岡藩も関与しつつ、「松聖」に関わる様々な行法が定まりつつあることがうかがえる。既に宮家準氏は、元文五年に「松聖行中記」が作成されたことを述べている<sup>註20</sup>。この指摘とあわせると、十八世前半において羽黒山に何らかの「神事」方法の整備が図られていることをうかがわせる。また、本史料では、寛永寺の表記があるように、羽黒山内における輪王寺宮権威の浸透も重要視される。この他、傍線部にあるように「行中記」を重視することも判明する。

## (二)「松聖役」の性格と「不浄」について

次の史料は、玉蔵坊の「松聖役」について示したものである。「松聖役」のあり方や玉蔵坊の立場を取り上げてみたい。先に述べた行法の改編の

視角をもちつつ内容を確認したい。

【史料6】 (註33)

乍恐書付を以奉願候

当年先途松聖大林坊不幸二付、古例之通拙者儀御前江被召出、松役行法相勤候様ニ被仰渡、補任頂戴仕難有仕合奉存候①、依之左之次第御願申上候  
一、松役行法之儀、修驗道規模之品ハ不及申上ニ、乍恐天下国家之御祈禱と申儀遠国迄茂隠無御座候②、殊ニハ鶴岡・松山 両御城主様江恒例之御祈禱指上御領内相廻候儀勸化とハ乍申③、畢竟於 御本社大晦日迄度々之神事無故障相勤申候儀、万代不易候ハ、奉存候間、随分不浄之品無之様ニ仕候儀、古例ニ相叶可申奉存候

一、内々行法之品并臨時之饗応又ハ郷中より綱繩等奉納之儀茂畢竟神事ニ相加ハリ候儀故、拙者方ニ而沙汰仕、大林坊不浄ニ混雜不致候様ニ仕度奉存候④

一、両御城下御領内共ニ拙者方より先途称号之卷数相渡可申儀勿論と奉存候、若又先途称号紛敷儀仕候而勸化ニ相廻候哉、御改被下度奉存候  
右者今度松聖役之儀、旧記之通拙者ニ被 仰付被下置候ニ付、諸事古例ニ相叶申様仕度奉存候⑤、天下国家之御神事ニ不浄之儀混雜仕候段、他方江相聞候而者、諸人之寄依うすく罷成可申哉、殊ニ当年ハ 鶴岡御城主様江戸表より 御奉書ニ而御登被遊候付、彼御地者不及申上ニ松山御城主様ニ而茂諸事御祝可被遊候得者、大林坊親類者相除、拙者方ニ而隨身之者召連御祈禱卷数指上申様ニ仕度奉存候⑥、此段御披露被下宜敷御沙汰被成下候者、拙者儀ハ不及申上ニ親類共迄難有可奉存候、以上

元文五年申十一月六日

松聖 玉蔵坊⑦

御役所

親類惣代 祐長坊⑧

この史料は、玉蔵坊らが鶴岡藩役所に宛てた願書である。傍線部①は、「松聖」を担っていた大林坊に「不幸」があったため、玉蔵坊が「松役行法」を担うことが示されている(傍線部①)。以下、三点にわたり「松役行法」のあり方について述べられている。

第一に、松役行法の内容について述べている。たとえば傍線部②では「天下国家之御祈禱」の認識を示している(註34)。また鶴岡・松山の領主側への祈禱勸化もわかる(傍線部③)。大晦日まで神事を実施して、「不浄」がでない形で実施してきたことを述べる。第二に、行法で使用する品や臨時

の饗応、または郷中から綱縄等を奉納するもので、玉蔵坊らが「神事」を実施してきた。大乗坊が「不幸」を出しているので、今回は「混雑」しい旨を示す(傍線部④)。第三に、鶴岡・松山の両城下御領内において玉蔵坊より「先途」称号の巻数を渡すことになっている。もし、紛らわしい勸化がある場合は改編してほしい旨を述べる。

また、今回の松聖役は、古例の通り実施したいとする(傍線部⑤)。この他、当年は鶴岡城主が江戸から帰府し、「御登」する。松山城主に「祝」もあるので、「不幸」のある大乗坊は除き、玉蔵坊が隨身を引き連れて祈禱巻数を差し上げたいと述べる(傍線部⑥)。

ここで先に取り上げた史料5の内容を振り返ってみたい。たとえば⑥では、郡中の巻数の称号を改めることが示されていた。また、史料5の⑦⑧では松山や鶴岡城下への隨身について示されていた。つまり、史料4を含め、史料5ともに松聖に関わる内容であったと評せよう。

以上、史料4の作成年次である享保二年から史料5の寛保二年において、「松聖」の認識を軸に玉蔵坊の立場が明確化していることもうかがえる。さらに次の史料は、寛保三年における玉蔵坊が示した「松聖」に関する認識である。

【史料7】 (註35)

乍恐以書付奉願候事

一、当松聖円実坊忌服有之代人之望を立候由、然者御神事饗応等忌服之者茂内証勝手働等古来より致来候由ニ而、此末共ニ左様被仰付被下置度段、麓中より御連判今度願上候由、依之御訴訟申上候①、内証勝手働等事軽様ニ申上候得共、皆是御神事ニ加わり候儀と申、殊ニ入込同座同火之上者不浄ニ可罷成儀与奉存候、且又先年勤来候趣者、其時之松聖一己之御窺ニ而勤来候様ニ奉存候、此度者麓中連判を以末々迄之御定奉願候得者存寄候所、乍憚申上候儀ニ御座候、御吟味之上、内証勝手働等迄も忌服之者ハ相除御神事清浄ニ末々迄相勤候様ニ被成下度奉願候②、右之趣宜御披露奉願候、以上

玉蔵坊⑩

寛保三年亥ノ十月廿七日

御役所

ここでは玉蔵坊の主張に注目したい。史料冒頭では、松聖の円実坊に「忌服」が出て、そして「代人」を立てる経緯がうかがえる。そして傍線部①にみるように、これまで神事饗応については「内証」で関与していたという。「忌服」関係物の神事への「不浄」の関与をうかがわせる。さらに



傍線部②では、「忌服」関係の人々は、「神事清浄」のため除外することを求めている。一般に「忌服」の意味を考えれば、一定期間に喪に服すことを意味しようが、それを神事から除外しようとしている。この玉蔵坊の主張を重視すれば、神事から「不浄」を廃する動きを強めていることになる。換言すれば、それまで「神事」のなかに玉蔵坊の主張する「不浄」が入り込む余地があったことになる。

このような神事からの「不浄」除外方針は、どの程度認められるものなのか、当該期における「神事」の性格を捉える上で注目されよう。羽黒山に限らず、当該期における「神事」と「不浄」のあり方は事例の集積が必要になろう<sup>(註36)</sup>。

## むすびに

最後に、本稿の内容を整理しつつ、課題を述べてむすびとしたい。

第一に、玉蔵坊（真田家）の由緒を確認した。その特徴を改めて整理すると、慶長以前からの由緒をもちつつも、十七世紀後半に「混乱」が認められるという経緯がわかる。そして、貞享三年以降、別当代の和合院との間で真田家の立場が容認されていくことがうかがえた。また鉄砲改めという「役」を請け負った。この他、「代官」や「目付」という役務を受ける経緯もうかがえた。概して、十七世紀後半から十八世紀前半において、真田家の由緒は「役」を受ける過程において漸次的に形成されていたことになる。

第二に、十八世紀に入ると、寛永寺側の統制を含めて、行法のあり方が定まっていくなか、傾向が認められた。ここで寛永寺の意向を指摘できるとともに、今後、輪王寺宮を中心とする寛永寺の権威性の追求も重要になろう。また松聖の立場を軸にした神事の整備も認められた。注目したいのは、「神事」のなかの「不浄」への対処であった。この対処は、羽黒修験の中での玉蔵坊の立場を捉える上でも重要であろう。筆者は、既に慶長七年の「古例定」が享保期の史料に写され、史料群のなかに伝来していることを指摘していた<sup>(註37)</sup>。この慶長七年の「古例定」では、松聖が行法中に死去した場合の対処が示されていた。但し「神事」への詳細な関与のあり方は、定まっていたかは確認できない。本稿で述べたように、「忌服」の者の関与も十八世紀半ばまで実施されてきた可能性もある。いずれにしても玉蔵坊は十八世紀半ばにおいて、「忌服」を伴う「神事」の再編を図ろうとしていたことが判明する。

以上、本稿では、主に二点の事象を述べた。それらから十八世紀前半において玉蔵坊の由緒の形成と羽黒山内における神事の形成が一部とは言え定まりをみせるという結論を導き出せる。最後に十七世紀後半（家綱政権期後半）から十八世紀後半（吉宗政権期）までの幕府の諸政策と本稿の内容を関連づけておきたい。

改めて、本稿の内容をふりかえるが、先に述べたように玉蔵坊は、鉄砲改めを由緒の中に組み込んでおり、鉄砲改め政策を積極的に組み込んでい

た。その意味では、幕府の政策基調を羽黒修験が受容していた。また、綱吉政権期に顕在化する「服忌」に伴う事象についても一部述べた<sup>〔註38〕</sup>。たとえば本稿では松聖の「神事」のあり方を取り上げたが、その「神事」のあり方は可変的な側面を有していた。本稿の例は、「神事」が「清浄」認識と関連づけられていたが、幕政の展開と「神事」のあり方は、当該期の宗教と社会を見る上で注目していくべき事象ではなからうか。そして、このような「神事」認識への課題設定が許されるならば、当該期における修験研究の一つの課題は、綱吉政権以降の忌の期間に神社参詣を控える「服忌」に象徴される社会通念の展開と修験などによる「神事」のあり方との関連性の追求ではなからうか。つまり、今後は一般に神仏習合と評される「神事」内容に幕府政策を意識的に組み込んだ上での事例分析が求められよう。

近世における羽黒山は、本稿でもみたように輪王寺宮権威を中心とする寛永寺との間で秩序形成がなされていた。このような秩序は、十七世紀半ば以降、明確になっていくが、輪王寺宮権威が羽黒修験を通じて、現在の東北や関東を中心に浸透していくことも想定できる。今後は、日光山に限らず羽黒山における東照宮祭祀のもつ意義にも迫っていくべきであろう。將軍神格化と各地の宗教者のあり方は、当該期における国家と宗教の問題を深化させる重要な歴史的事象となろう。

#### 〔註〕

- 1、既に玉蔵坊については、松尾剛次氏の成果がある。同「羽黒修験の中世史研究」新発見の中世史料を中心に〜（『山形大学大学院社会文化システム研究紀要』創刊号、二〇〇五年）、同「真田玉蔵坊文書と同文書目録」（『山形大学文学部研究年報』七、二〇一〇年）。
- 2、重要な成果に以下がある。『神道体系 神社編 出羽三山』（精興社、一九八二年）。但し、本稿では、現状において羽黒修験に関する基礎的な史料翻刻作業が少ないと考え、曲解を恐れず関連の史料を全文翻刻もおこない、実証研究の基礎を固めていくことに取り組むたい。
- 3、宮家準『羽黒修験〜その歴史と峰入り〜』（岩田書院、二〇〇〇年）。戸川安章『出羽三山と修験道 戸川安章著作集Ⅰ』（岩田書院、二〇〇五年）。後藤起司『出羽三山の神仏分離』（岩田書院、一九九九年）。
- 4、拙稿「輪王寺宮の権威と羽黒修験」羽黒修験玉蔵坊の基礎的研究を中心に〜（『駒澤大学文学部研究紀要』七七、二〇二〇年）。なお本玉蔵坊文書は鶴岡市立図書館所蔵史料である。
- 5、既に、現在の日本近世史研究における研究方法として様々な由緒の「語り」に意識的であることが自明の前提になっているとみられる。
- 6、山本英二「風林火山の記憶と由緒」近世前期甲斐国雲峰寺・恵林寺の勸化を事例に〜（『近世の宗教と社会Ⅰ 地域のひろがり』と宗教）、吉川

- 弘文館、二〇〇八年)。
- 7、西田かほる『近世甲斐国社家組織の研究』(山川出版社、二〇一九年)。
  - 8、武井弘一「家綱政権の関八州鉄砲改め〜上野国緑野郡三波川村を事例に〜」(『日本歴史』六九〇、二〇〇五年)など参照。
  - 9、『神奈川県の歴史』(山川出版社、一九九六年)一三五頁。コラムとして「相模国への鉄砲伝来」が紹介されている。『北条五代記』には、玉滝坊が修行の際に鉄砲を入手し、北条氏康に献上した旨が記されている。ここから玉滝坊と鉄砲の関連が江戸時代に広く知られていたと述べられている。現状において鉄砲と修験の関りには注意しておきたい。
  - 10、松野聡子『近世在地修験と地域社会』(岩田書院、二〇一八年)、主に二八一〜三四八頁参照。
  - 11、註(3)宮家書参照。特に本稿に限っては、二一七頁以降の松例祭の研究史を参照した。本稿では、「不浄」が生じた際に玉蔵坊が対応することを「松聖役」と表記した。
  - 12、註(1)(4)参照。
  - 13、時枝務他編『修験道史入門』(岩田書院、二〇一五年)。このうち、当山派修験の研究状況をみると、その組織化のあり方は、多くの論点を有していると思われる。改めて予定調和的な評価を排して、いかなる経緯で本山派や当山派、さらに羽黒修験が再編されていくかの解明は、現状でも一つの課題であろう。他に以下の成果も参照した。宮家準「東北地方の霊山と修験・神社〜近世の陸奥国を中心に〜」(『東北学院大学人間情報学研究』十一巻、二〇〇六年)。伊藤清郎『霊山と信仰の世界〜奥羽の民衆と信仰』(吉川弘文館、一九九七年)。岩鼻通明『出羽三山信仰の圏構造』(岩田書院、二〇〇三年)、同『出羽三山』(岩波新書、二〇一七年)。竹ノ内雅人「修験と都市社会」(『シリーズ三都 江戸巻』、東京大学出版会、二〇一九年)。「江戸の旅と流行佛〜お竹大日と出羽三山〜」(板橋区郷土資料館、一九九二年)。
  - 14、真田家文書二の一八六。
  - 15、註(4)拙稿参照。
  - 16、註(4)拙稿参照。
  - 17、註(3)宮家書七四頁に「執権」についての指摘があるが、明確な役務についての言及はない。この点は、今後の課題としたい。
  - 18、19、戸川安章『出羽三山〜歴史と文化〜』(郁文堂、一九七三年)など参照。註(2)戸川書四三二頁参照。
  - 20、註(3)宮家書、様々な羽黒一山の「役」にも言及があるものの、現状それらの成立した年次などに不明な点が多いのではなからうか。表1の内容は、その傍証にもなる。

- 21、真田家文書の二一八八。
- 22、註(18) 二一六〜二一七頁。和合院が別当代として入山していることが示されている。
- 23、目代について、戸川氏は、「別当御内の寺侍が多く任ぜられたやうである。主として、清僧の監察に当たった」とする。註(3) 戸川参照。
- 24、やや細かな問題だが、このような内容は今後、年次を追った羽黒一山の変遷を叙述する上での基礎作業としたい。
- 25、真田家文書の二九五。
- 26、真田家文書の二一八三。
- 27、真田家文書の二一六四。
- 28、真田家文書の二一〇。
- 29、註(2) 一二九頁参照。
- 30、戸川安章『修験道と民俗宗教』(岩田書院、二〇〇五年) 一七五頁。冬峰の食事についての記述がある。
- 31、真田家文書の一九三。
- 32、註(3) 宮家書二二三頁参照。『日本祭祀行事集成 第二卷』(平凡社、一九七〇年) 参照。
- 33、真田家文書の一九〇。
- 34、註(3) 戸川書の四一八頁には、冬峰の「願文」が示されている。ここでは国家祭祀や輪王寺宮に対する記載が認められる。
- 35、真田家文書の二一九四。
- 36、高埜利彦『近世の朝廷と宗教』(吉川弘文館、二〇一三年) 四一八頁。同氏は綱吉政権の服忌令の意味を論じている。本稿では、「神事」における「不浄」に注目するが「不浄」認識のあり方が重要ではなからうか。また享保期における下野鹿沼では「死人」の扱いをめぐる宗教者間の出入りが認められる。『鹿沼市史 通史編 近世』(鹿沼市、二〇〇六年) 三七〇頁。このような「神事」と「不浄」に関する意識的な事例収集が重要ではなからうか。
- 37、註(4) 拙稿参照。
- 38、註(36) 参照。